

「厚木市緑を豊かにする事業推進要綱」改正の概要

1 目的

煩雑な事務手続きの改善や業務の効率化を図るとともに、現状に合った事業内容の見直しを行い、市民の皆様からの御要望に迅速かつ柔軟に対応するため、以下のとおり、緑化啓発に係る事業及び保護地区等指定要件に関する規定等の改正等を行う。

2 改正内容

- ・保護地区等指定に係る各種様式の号数を削除することにより、様式の変更を柔軟に行えるようにする。
- ・第3条【保護地区等】について指定要件を規定した別表1において、「保存生垣」の明確な判断基準を追加する。
- ・【緑の知識を広める事業】について、現在行っていない事業等を削除することにより、現状に合った事業内容に修正する。(第18条削除、別表3の項目削除)

3 施行日

令和7年12月9日（答申日）